

荒川遊園売店管理運営業務に係るプロポーザル募集要項

1 目的

本募集要項は、荒川遊園内の売店について、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第2項並びに荒川区立公園条例（昭和32年荒川区条例第6号。以下「公園条例」という。）第11条に規定する管理許可に基づく管理運営を行う事業者をプロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 本業務の趣旨

東京都唯一の公立遊園地である荒川遊園では、平成30年12月から約3年余りの改修工事を経て、令和4年4月21日にリニューアルオープンしたところである。

今後もより一層来園者のニーズに応え、これまで以上に来園者が安全・安心して過ごせる憩いの場とするとともに、区内外からさらなる集客を図り荒川区の活性化に資するよう努めているところである。

この度、管理許可期間満了に伴い、園内に設置する3つの売店について、子ども、妊産婦、高齢者、障がい者等にやさしく、3店舗それぞれ特色あるコンセプトに基づいた運営に努めるとともに、あらかわ遊園名物となるメニューの開発などにより、飲食・物販面においてもあらかわ遊園の魅力向上に資する運営を行う能力と意欲を備えた事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

3 管理運営の概要

(1) 件名

荒川遊園売店管理運営業務

(2) 管理運営内容

ア 対象施設（詳細図面は別紙売店平面図のとおり）

管理運営の対象となる施設は、荒川遊園内の売店3店舗（もぐもぐハウス・わくわくハウス・一球さん号売店）とする。これら3店舗一括での運営を行うこととし、1店舗のみ、2店舗のみといった運営は不可とする。

もぐもぐハウスは、トイレ及びベビールームを除く施設の1階及び2階（床清掃は除く）、わくわくハウスは釣り堀管理所並びにトイレ及びベビールームを除く施設1階（床清掃は除く）を、一球さん号売店は施設全体を管理運営の対象とする。

各施設の概要は以下のとおり。

① もぐもぐハウス売店

建物：鉄骨造2階建、延床面積約444.5㎡

売店部分（厨房を含む）面積：約38.71㎡

概要：1階 店舗、厨房設備、食品倉庫、事務室、更衣室、エレベーター、男女トイレ

2階 飲食スペース

② わくわくハウス売店

建物：鉄骨造2階建、延床面積約647.6㎡

売店部分（厨房を含む）面積：約24.96㎡

概要：1階 店舗、厨房設備、食品倉庫、飲食スペース、男女トイレ、車いす優先トイレ

2階 室内遊び場

③ 一球さん号売店

実際に過去に運行していた都電を活用。延床面積約25.3㎡

売店部分（厨房を含む）面積：約7.3㎡

車両寸法：長さ12,300mm、幅2,210mm、高さ3,700mm

軌間：1,372mm

概要：厨房、販売カウンター、カウンター席、長椅子（待合席）

イ 運営開始時期等

令和9年4月1日から運営を開始する。準備期間は、施設使用料（公園条例第14条別表第3の規定に基づく月額使用料（後掲（5）のア）を参照）は発生しない。なお、公園条例第14条及び別表3は参考資料8に記載している。

ウ 留意事項

- ① 営業日は、原則として開園日とすること。
- ② 営業時間は、原則として遊園の開園時間（午前9時から午後5時まで。夜間開園日は午前9時から午後8時まで）とすること。悪天候等により来園者数が極端に少ない場合は、区と協議の上、営業店舗数や営業時間を調整することは可能とする。
- ③ 売店の販売価格は、他の類似施設の販売価格を考慮して定め、常に明瞭に表示すること。
- ④ 商品は対面販売を原則とする。管理許可エリアの一部において、カプセルトイレなどの自動販売機での販売を行う際には、利用者の動線に配慮した配置計画を区に提示し、許可を得た上で行うこと。
- ⑤ 売店の管理は、施設管理者としての注意義務を怠らないようにすること。
- ⑥ 各店舗の厨房設備については、別添厨房機器配置平面図（参加申込後に配付）のとおり配置を定めている。ただし、現状設置されている厨房機器は、一般的な食事提供（ご飯類、麺類、揚げ物類）に必要な基礎的な機器のみとし、事業者が提案する特別なメニューに必要な機器類は、事業者の持ち込みとすること。参考として、現在設置されている機器は以下のとおり。

【設置機器】

冷蔵庫・冷凍庫・アイスメーカー・卓上ウォーマー・保温ジャー・ガス炊飯器・電気茹で麺機・ガステーブルコンロ・ガスフライヤー・温蔵ショーケース・テーブル型冷蔵ショーケース・自動殺菌ソフトサーバー・コーヒーマシン・全自動エスプレッソマシン・電子レンジ・ストックマスタ・ローラーグリル・ポップコーンマシン・アイスシェーバー・スチームマシン ※売店の箇所により配置数は異なる

- ⑦ 建物躯体や上下水道等配管等の施設及び当初から区が設置していた設備の経年劣化に伴う破損の修繕・改装は区が負担する。それ以外（管理運営事業者の責による破損や季節に応じた内装変更）については、管理運営事業者の費用と責

任において実施すること。ただし、区が修繕することが適当と認められるものについては、この限りでない。

- ⑧ 売店の各施設は、電話回線及び電話機を整備しており、区職員の執務する管理事務所や売店同士は内線で繋がるほか、管理運営事業者が別途契約することにより外線を使用できる環境にある。また、POSレジ及びインターネットとしての使用を想定し、各施設には光ファイバーが2本ずつ通線されており、それぞれLANケーブルを接続するコネクタが設置されている。これらを用いて管理運営事業者が別途契約することにより、POSレジ及びインターネットを利用できる環境にある。

(3) 管理運営期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(4) 履行場所

荒川区西尾久六丁目35番11号 荒川区立荒川遊園

(5) 費用負担

ア 施設使用料

管理運営事業者は、公園条例第14条別表第3の規定に基づき、ひと月の売店の売上金額に提案書にて提示した料率をもとに管理許可において定める料率を乗じて得た額を月額使用料として区に支払うものとする。ただし、当該額が行政財産使用料条例（昭和39年荒川区条例第22号）第2条第1項第2号又は第3号の規定により算出された額（3店舗合計358,561円。ただし毎年、土地・建物の不動産評価の見直しを行い、変動する）に満たない場合は当該算出された額を支払うものとする。

使用料は月払いとし、毎月、区が発行する納入通知書により、区が指定する期限までに月額使用料を納入すること。

イ 光熱水費等

管理運営事業者は、公園施設に付帯する電気・ガス・水道・インターネット回線等の諸設備の使用に必要な経費は負担すること。電気・水道については各売店に子メーターを設置し、指示値により計測した使用量、又は全体使用料の按分により算出した額を、毎月区が発行する納入通知書により、区が指定する期限までに納入すること。

ウ 備品等設置、修繕及び撤去費用

区が購入し、初期配置された備品や建物設備に関する修繕費、撤去費は原則的に区の負担とする。但し、故障や破損の原因が、事業者の責に帰する事由による場合は、事業者が修繕しなければならない。また、事業者の持ち込み機器に関する設置費、修繕費、撤去費は事業者の負担とする。

(6) 管理運営にかかる遵守事項

ア 売店を管理運営する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

イ 販売品の搬入・廃棄物の排出時間及び経路については、区の指示に従うこと。

ウ 売店のレイアウト、販売品目及び販売価格の変更等を行う場合は、予め区に申し出た上で、区の承諾を受けること。

エ 売店内の問い合わせ及び苦情については、管理運営事業者の責任において対応す

ること。

オ 保健所への手続きが必要となる商品等を取り扱う場合は、速やかに保健所へ届け出ること。

カ 区のオリジナルグッズや障がい者団体が製造する物品の販売協力、お仕事体験事業の参加者受け入れなど、区の実施する事業等にできる限り協力すること。

※お仕事体験事業とは、遊園地内で実際に行われている接客、案内、動物への給餌、清掃等の仕事を子ども達に短時間体験してもらう事業のことをいう。

キ 厨房等の管理許可スペース及び休憩室とその動線、その場に設置される備品類の清掃は管理運営事業者が行うこと。

ク 清掃範囲で排出されるごみについては、管理運営事業者が廃棄処理を行うこと。

ケ 従業員の採用にあたっては、労働基準法、最低賃金法その他の関係法令を遵守すること。

コ その他必要な法令を遵守すること。

サ 受託した業務を一括して第三者に委託することは認めない。ただし、軽微な内容であり、かつ効率的に業務を遂行する上で必要と思われるものについては、事前に区と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

シ 荒川遊園で実施される飲食物の販売を含む各種イベントについて協力すること。

(7) 担当部署

〒116-0011 東京都荒川区西尾久六丁目35番11号 荒川区立荒川遊園
荒川区産業経済部荒川遊園課 担当 渡邊

電話：03-3893-6003

FAX：03-3893-6089

メールアドレス：yuuen@city.arakawa.lg.jp

4 参加資格

- (1) 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に飲食店営業許可を受け、飲食物を調理・販売する店舗の管理運営に関する業務の実績があること。
- (2) 候補者に選定され管理許可を申請する段階で、都内に販売・営業活動を行う本・支社又は営業所があること。
- (3) 暴力団又はその他暴力団的集団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する企業等でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (6) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等）に該当しないこと。
- (8) 直近3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (9) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てを行った場合及び民事再生法（平成11年法律第255号）第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てを行った場合など客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと
 ※第1次審査通過の事業者を決定する段階で、中小企業診断士による財務状況の診断を区が行う。その結果によって落選となる場合もあることに留意すること。
- (10) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
 ※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載の定義による。

関係会社の定義（「申請の手引き」より抜粋）

以下のいずれかに該当する2者の場合は、互いに関係会社とする。

- (ア) 親会社と子会社の関係にあり関係会社が親会社である場合
- (イ) 親会社と子会社の関係にあり関係会社が子会社である場合
- (ウ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (オ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (カ) その他ア～オと同視し得る関係がある場合

※詳細は、「申請の手引き」参照のこと

5 スケジュール

参加申込書提出期限……………令和8年 9月28日午後5時
 質問受付期限……………令和8年10月 7日午後3時
 質問回答期限……………令和8年10月16日正午
 提案書提出期限……………令和8年10月26日午後5時
 一次審査及び審査結果通知……………令和8年11月中旬
 一次審査通過事業者による二次審査（プレゼンテーション及び試食）
 ………………令和8年12月上旬
 管理運営候補者の決定及び審査結果通知……………令和8年12月下旬

6 参加申込方法

本件プロポーザルに参加を希望する事業者は参加意思及び参加資格の確認を行うため、提案書類の提出に先立ち、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出部数
① 荒川遊園売店管理運営業務提案参加申込書（様式第1号）	1部
② 事業者の概要（様式第2号）	1部
③ 売店の管理運営業務実績（様式第3号）	1部
④ 会社概要（会社案内等）	1部
⑤ 法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書（直近3か年分）（原本）	1部

⑥ 決算報告書〈勘定科目別内訳を含む〉(直近3か年分)	2部
⑦ 法人の登記簿謄本(原本)	1部
⑧ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	1部

- (2) 受付期間 令和8年9月3日から令和8年9月28日午後5時まで
- (3) 提出方法 直接持参もしくは郵送すること。郵送する場合は、特定記録を利用することとし、上記(2)受付期間内必着とする。
※ファクス・電子メールでの受付は行わない。
- (4) 提出場所 荒川遊園管理事務所(受付時間は、特に記載のない限り平日の午前8時30分から午後5時まで)
※事前に電話で来訪の意を連絡すること。
- (5) その他 本件プロポーザル参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「荒川遊園売店管理運営業務提案参加辞退届」(様式第6号)を提出すること。

7 質問の受付等について

本募集要項に関する質問は、「質問票」(様式第5号)を使用し、次のとおり行うこと。

- (1) 受付期間 令和8年9月29日から令和8年10月7日午後3時まで
- (2) 受付方法 電子メール(携帯メールは不可)のみ受け付ける。
① 電子メールの件名は「売店プロポ質問(事業者名)」とすること。
② 電子メールの本文に、会社名、担当者名、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレスを記載すること。
③ 電子メール受信後、区担当部署より送信元へ確認メールを送信する。
④ 令和8年10月7日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。
- (3) 受付アドレス yuuen@city.arakawa.lg.jp
- (4) 質問の回答 令和8年10月16日正午までに、区担当者から電子メールにて、全てのプロポーザル参加事業者に通知する。
- (5) その他
ア 質問者の名称等は、公表しない。
イ 審査に関する質問には応じない。
ウ 受付期間までに届かなかったメールには回答しない。

8 提案書類の作成(様式第4号一式)

- (1) 提案項目
ア 管理運営の基本的考え方について(様式第4号の1・1～2ページ程度)
・ 3店舗を通じた売店の管理運営についての基本的考え方について記載すること。
イ 人員の配置方法について(様式第4号の2・1～2ページ程度)
・ サービスの質・量の両面を担保するための人員配置(本業務に配置予定の従事者の経験やスキル、配置人数等)について、3店舗全体の考え方、店舗ごとの人員配置をそれぞれ記載すること。
ウ 子ども等利用者への配慮について(様式第4号の3・1～2ページ程度)

- ・ 子ども、妊産婦、高齢者、障がい者等の利用者への配慮について記載すること。
- エ サービス提供について（様式第4号の4・3～4ページ程度）
- 【主に利用者の利便性・接客について】
- ・ 利用者等に良好なサービスを提供するために配慮すべき事項
 - ・ 従業員に対する指導・研修についての考え方
 - ・ 利用者ニーズの把握と運営方法へのフィードバック
 - ・ 導入予定である現金以外の決済手段（電子マネー等）や対人での注文の他、券売機やモバイルオーダーなど注文方法について
- 【あらかわ遊園ならではの工夫について】
- ・ 季節（期間）限定商品の販売や荒川遊園限定商品の開発、子育て世代が必要とする衛生用品の販売への取り組み（荒川区シンボルキャラクターあら坊・あらみいの使用は可能とする）
 - ・ 大人の来園者獲得に向けたイベント等工夫について記載すること。（イベント実施場所は売店施設にとどまらない）
- オ 各店舗の運営について（様式第4号の5・6～9ページ程度。販売予定品目はページ制限なし）※以下の項目について店舗ごとに記載する。
- 【主に店舗の演出について】
- ・ 店舗のコンセプト及び従業員のユニフォーム・店内装飾など店舗のコンセプトを演出するための方策（ユニフォームや店内イメージなどを表現したイラスト等を添付することも可とし、これらの添付資料は枚数制限には含まない。）
- 【商品のラインナップ・魅力について】
- ・ 販売を予定しているアルコールを含む主な商品、それらの価格、量、提供スピード及びターゲット年齢について記載し、店舗ごとの目玉商品を示すこと（目玉商品については二次審査において試食を実施する。）（11ページ以降の参考資料にこれまでの売店販売品目等を示しているが、これらに関わらず自由な発想で積極的に提案すること）
 - ・ 販売価格及び平均客単価についての考え方
- カ 安全衛生管理について（様式第4号の6・2～3ページ程度）
- ・ 食材の安全性や販売品の品質管理、衛生保持についての考え方を記載すること。
 - ・ 災害時等の来園者の安全確保のための取り組みの考え方を記載すること。
 - ・ 感染症に対する取り組みについて、従事者・利用者の両面から対策を記載すること。
- キ 地域貢献について（様式第4号の7・1～2ページ程度）
- ・ 荒川区の産業振興（商品調達等）、区民の雇用促進、障がい者団体の製品の陳列及び販売への協力など、地域貢献についての考え方を記載すること。
- ク 環境への取り組みについて（様式第4号の8・1～2ページ程度）
- ・ 飲食を提供する食器類や事業者が設置する厨房器具等は環境に配慮したものとなっているか、リサイクルやゴミの減量、廃棄物処理など環境への取り組みに関しての考え方を記載すること。また、店舗内のごみ箱の設置数やその処理方法等も含め、積極的に提案すること。
 - ・ なお、厨房の構造上、食器洗浄機の設置をしていないため、これを踏まえた上

で提案すること。

ケ 荒川区との協力・連携について（様式第4号の9・1～2ページ程度）

- ・ 荒川遊園課が実施する各種イベント（夜間延長開園や獅子舞・お囃子公演、等）に対する協力や協賛についての考え方を記載すること。
- ・ 荒川区が実施するイベントに対する協力についての考え方。
- ・ 事業者又は事業者以外の者が有するキッチンカー等による管理許可施設外の敷地内における出店又は出店者との協力に対する考え方

コ 施設使用料（様式第4号の10・1ページ）

- ・ 売店施設の月額使用料として納める、ひと月の売店の売上金額に対する料率を提案すること。（上限15パーセントとする。上記「3（5）ア 施設使用料」参照）
- ・ ただし、正式な施設使用料は、本提案をもとに管理許可において定めることに留意すること。

サ その他自由提案（様式第4号の11・1～2ページ程度）

- ・ 上記ア～コその他、荒川遊園の魅力向上に資する売店施設としての取り組みや事業者としての特殊性、強み等について、自由に提案すること。

（2）留意事項

- ア 文字の大きさは、11ポイント以上とすること。
- イ 特段の専門知識・技術を有しない者でも評価が行えるよう、平易にわかりやすく作成すること。
- ウ 文章だけでなく、写真や図を使い説明しても構わない。
- エ 各様式には、容易に提案者を特定できるような情報（社印、ロゴマーク等）は記載しないこと。
- オ 各様式は片面印刷とし、フラットファイル（A4縦）に綴ること。表紙には、「荒川遊園売店管理運営業務に係る提案書類」と記載し、原本5部を事業者名を記載して作成すること。その他に電子媒体でPDFデータを1部作成すること。

9 提案書類の提出

- （1）提出期限 令和8年10月26日午後5時まで
- （2）提出部数 原本5部、PDFデータ1部
- （3）提出方法 直接持参もしくは郵送すること。郵送する場合は、特定記録を利用すること。上記（1）提出期限内必着とする。
- （4）提出場所 荒川遊園管理事務所

10 参加申込書及び提案書類等の不受理等

次のいずれかに該当する場合、区は、参加申込書及び提案書類等を受理しない。

また、区は、次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、応募を取り消すことがある。

- （1）本要項に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- （2）指定する様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの。
- （3）記載すべき事項が記載されていないもの。

- (4) 記載すべき事項と関係のない内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 審査結果に影響を与える工作を行うなど、プロポーザルの公正な執行を妨げた場合。

1 1 プロポーザルの評価等

評価は、「荒川遊園各種事業者選定に係る評価委員会」において、評価項目及び評価基準により総合的に審査を実施し、相応しい候補者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

事業者から提案書類の提出を受け、評価委員会がその内容について審査する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査及び主力商品の試食）

一次審査の通過者（若干数）を対象に二次審査を実施する。二次審査では、事業者は提案書の内容を評価委員会の場で説明し、委員からの質問を受け、回答するものとする。選考時間は1事業者あたり40分（プレゼンテーション10分、試食5分、質問25分）程度を予定している。二次審査においては、必ず現場の売店施設で責任者として従事する想定の方が説明すること。また、プレゼンテーションの際には、プロジェクターを会場に用意しており、使用を認めるが、様式4の提案書に記載された内容を逸脱したものは不可とする。使用する場合は、事前に連絡を入れること。

主力商品の試食については、審査会場での調理は不可とし、電子レンジで温めるだけで提供できるものとする。詳細については、一次審査通過者に別途指示する。

二次審査は、令和8年12月上旬に実施する予定である。

(3) 評価体制

提案の審査及び評価は、評価委員会において行う。

(4) 評価方法

提案書類並びにプレゼンテーション及び試食の内容を総合的に審査し、評価する。

(5) 審査結果

評価委員会により選考を行い、書面により通知する。なお、審査に対する異議申し立ては、受け付けない。

1 2 管理運営事業者の公表及び公園施設管理許可手続き等

(1) 管理運営事業者の公表

管理運営事業者の決定後、応募者全員に決定した事業者名を通知するとともに、荒川区ホームページに決定した事業者名を掲載する。

(2) 公園施設の管理許可

決定した管理運営事業者には、「都市公園法第5条第2項に基づく公園施設管理許可」により許可する。許可申請手続き等詳細については、別途、個別に通知する。

1 3 公園施設管理許可後の留意事項

(1) 許可の取消又は変更等

次に該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。

ア 区の事業上支障となるとき。

イ 管理運営事業者が、許可条件に違反したとき。

ウ 管理運営事業者が応募の資格を失ったとき。

(2) 原状回復

ア 管理運営事業者は、許可期間が満了又は上記(1)の規定により許可が取り消された場合には、直ちに許可を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。

イ 原状回復に要する費用は、一切管理運営事業者の負担とする。

ウ 管理運営事業者は、使用財産を返還するに当たっては、3カ月前までに書面をもって区に届け出て、その承認を得なければならない。

(3) 損害賠償等

ア 管理運営事業者は、その責に帰する事由により、区又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

イ 管理運営事業者は、売店附帯設備等が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は管理運営事業者が負担することとする。

ウ 区は、区の責によることが明らかな場合を除き、当該売店に係る盗難・破損事故や食中毒等の発生に関しては、その一切の責任を負わない。

14 その他

(1) 提案内容については、管理運営業務を行う際に、区と協議の上調整する場合がある。

(2) 提出書類に関する費用は全て提案者の負担とする。

(3) 提案に関する提出物は返却しない。

(4) 提案概要について必要に応じて公表する場合がある。

(5) 本資料及びプロポーザルのために区から受領した資料は、許可なく公表及び他の目的に使用することはできない。

(6) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。

(7) 現地見学会への参加は必須とする。現地を確認する際は、区と事前に日時を調整の上、周辺住民等に迷惑がかからないよう十分に配慮すること。近隣の戸別訪問等は行わないこと。

15 各書類提出先・問合せ先

〒116-0011 東京都荒川区西尾久六丁目35番11号 荒川区立荒川遊園
荒川区産業経済部荒川遊園課 担当 渡邊

電話：03-3893-6003

FAX：03-3893-6089

E-mail: yuuen@city.arakawa.lg.jp

〈参考資料〉

1 荒川遊園の概要

昭和25年に「区立あらかわ遊園」として開園し、現在、東京都で唯一の公立の遊園地です。

区道を境とした3地区（観覧車やファミリーコースターなど6種類の大型遊具を中心とした「のりもの広場」、小動物と触れ合う「どうぶつ広場」、せせらぎが流れる「水あそび広場」などがあるA地区、B地区、温水プールやトレーニングルームなどの室内スポーツ施設である「スポーツハウス」、屋外運動場及び地下駐車場があるC地区）及び今後整備予定のD地区で構成されている都市公園です。

(1) 所在地

東京都荒川区西尾久六丁目35番11

(2) 開園時間

午前9時から午後5時まで。夜間開園日（金曜日・土曜日・日曜日・祝日及び祝前日、ならびに春休み・夏休み・冬休み）は午前9時から午後8時まで

(3) 休園日

毎週火曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月1日まで）。ただし、夏休み、冬休み、春休み期間中は休園日なし。

2 入園者の推移（リニューアル後過去4年間）

（単位：人）

	4年度	5年度	6年度	7年度
入園者数 (計)	385,937	403,956	396,795	373,963
大人	205,004	212,635	220,283	217,751
子ども	180,933	191,321	176,512	156,212

※令和4年度は4月21日から開園

3 月別入園者数（令和7年度）

（単位：人）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
35,348	39,554	28,476	17,314	23,732	31,189
10月	11月	12月	1月	2月	3月
33,134	45,573	22,145	31,814	27,096	38,476

4 曜日別入園者数（令和7年度）

	祝日	土曜	日曜	平日	年間合計
日数(日)	15	51	52	201	319
年間入園者 (人)	43,724	88,596	125,697	115,946	373,963
1日あたり入園 者(人)	2,914	1,737	2,417	576	1,172

5 売店集客数及び売上（過去4年間）

(1) もぐもぐハウス売店 上段：客数（人） 下段：売上げ（税込・円）

	4年度	5年度	6年度	7年度
4月	3,156 4,676,173	12,228 16,299,539	11,759 16,710,550	9,386 14,404,554
5月	10,785 12,137,778	10,860 15,751,679	11,445 16,256,799	8,961 13,809,278
6月	10,390 11,374,320	8,609 11,512,834	10,071 14,138,734	8,746 12,399,183
7月	8,928 9,536,158	6,725 8,297,521	5,094 5,938,826	6,619 8,216,715
8月	13,192 14,591,328	9,004 11,325,586	8,313 10,065,584	8,750 11,423,731
9月	7,820 8,564,911	8,285 11,008,178	8,085 11,071,403	8,348 12,180,457
10月	11,704 13,384,450	10,998 15,265,442	9,275 13,439,784	7,590 11,565,702
11月	13,207 15,940,177	10,753 15,513,229	10,697 15,480,882	11,142 18,084,765
12月	10,325 12,961,044	9,202 12,708,211	8,153 11,754,911	6,738 10,130,830
1月	9,313 13,430,087	8,535 12,404,456	8,669 13,552,431	9,271 14,793,891
2月	10,051 13,090,521	7,328 10,331,464	7,697 11,833,270	7,253 11,235,290
3月	12,687 15,953,279	11,718 16,182,256	10,698 16,121,632	11,349 16,811,458
合計	121,558 145,638,476	114,245 156,600,395	109,956 156,364,806	104,153 155,055,854

(2) わくわくハウス売店 上段：客数（人） 下段：売上げ（税込・円）

	4年度	5年度	6年度	7年度
4月	2,042 1,391,460	8,272 4,939,570	7,358 4,449,200	6,446 4,053,760
5月	9,291 4,640,650	7,245 4,366,190	6,762 4,174,240	6,358 4,038,310
6月	8,784 3,764,940	5,431 3,143,410	5,992 3,640,370	5,061 3,011,470

7月	5,001 2,374,820	3,137 1,849,490	1,958 1,170,730	2,528 1,474,270
8月	7,224 3,562,980	4,267 2,391,520	3,105 1,785,890	2,863 1,675,990
9月	4,079 1,954,720	4,906 2,786,450	4,291 2,546,330	4,669 2,851,320
10月	6,290 3,172,650	8,240 4,875,820	6,280 3,890,720	4,238 2,599,560
11月	8,323 4,632,150	8,054 4,835,120	7,687 4,935,310	7,166 4,587,000
12月	5,261 2,993,350	5,319 3,267,630	4,061 2,575,150	2,760 1,854,200
1月	6,655 3,868,360	5,585 3,510,520	4,914 3,222,340	4,277 3,266,110
2月	7,416 3,978,260	4,891 3,056,820	4,735 3,134,560	4,739 3,285,830
3月	9,579 5,297,220	7,092 4,433,130	7,661 4,656,280	6,806 4,631,100
合計	79,945 41,629,560	72,439 43,455,670	64,804 40,181,120	57,911 37,328,920

(3) 一球さん号売店 上段：客数（人） 下段：売上げ（税込・円）

	4年度	5年度	6年度	7年度
4月	708 1,106,390	1,956 2,115,040	1,523 1,743,705	1,235 1,462,770
5月	2,114 2,442,360	1,870 2,137,495	1,799 2,129,135	1,280 1,394,145
6月	1,618 1,794,110	1,160 1,206,825	1,367 1,445,555	948 1,027,670
7月	867 949,180	547 574,865	422 428,485	508 509,075
8月	1,371 1,417,850	655 720,085	626 695,705	726 784,615
9月	1,411 963,260	935 1,001,095	981 1,103,025	932 1,049,305
10月	1,707 1,829,520	1,662 1,820,425	1,341 1,556,765	792 859,192

1 1 月	2,489 2,899,090	1,767 2,077,625	1,469 1,791,160	1,411 1,685,426
1 2 月	1,502 1,681,860	1,084 1,191,685	835 1,022,465	638 762,636
1 月	1,718 2,089,540	1,126 1,278,615	989 1,273,175	1,087 1,394,634
2 月	1,680 1,816,830	1,093 1,262,405	933 1,201,740	992 1,227,420
3 月	2,017 2,237,890	1,597 1,721,860	1,347 1,669,450	1,425 1,622,271
合計	19,202 21,227,880	15,452 17,108,020	13,632 16,060,365	11,974 13,779,159

(4) もぐもぐハウス売店、わくわくハウス売店、一球さん号売店合計

上段：客数（人） 下段：売上げ（税込・円）

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
もぐもぐ ハウス	121,558 145,638,476	114,245 156,600,395	109,956 156,364,806	104,153 155,055,854
わくわく ハウス	79,945 41,629,560	72,439 43,455,670	64,804 40,181,120	57,911 37,328,920
一球さん 号	19,202 21,227,880	15,452 17,108,020	13,632 16,060,365	11,974 13,779,159
合計	220,705 208,495,916	202,136 217,164,085	188,392 212,606,291	174,038 206,163,933

6 各売店販売商品（令和7年度）

※販売品目の提案については、以下の販売商品に関わらず、自由な発想で積極的に行うこと。

（1）もぐもぐハウス売店

もぐもぐハウス

金額(円)

●麺系	
わかめうどん(冷・温)	590
カレーうどん	590
あらかわとり天うどん(冷・温)	750
●米系	
カレーライス	680
三元豚ロースカツカレー	1,250
もんじゃポテコロカレー	890
エビフライ付き元祖オムライス	1,320
ハンバーグオムライス	1,820
とり天丼	790
やさいきーマカレー	790
●お子様ランチ	
お子さまランチボックス	850
大人様ランチボックス	1,000
●きょうのお弁当	
焼きそば	580
●サイドメニュー	
ポテトS	260
ポテトL	360
ふるしゃかポテト	550
ポテから	550
もんじゃポテコロ	280
からあげ(5個)	600
●セットメニュー	
ポテト・ドリンクセット	フード価格+700
ふるしゃかポテト・ドリンクセット	フード価格+770
からあげ・ドリンクセット	フード価格+820
もんじゃポテコロ・ドリンクセット	フード価格+590

●ソフトクリーム	
ミルク	380
チョコ	380
ミックス	430
●かき氷(夏季限定)	
イチゴ	350
レモン	350
ブルーハワイ	350
メロン	350
みぞれ	350
フロートかき氷(味は上記の5種類)	
●ソフトドリンク	
コーヒーH	350
コーヒーI	350
コーラ	350
オレンジジュース	350
緑茶	350
メロンソーダ	350
りんごジュース	350
フロート	520
●アルコール	
生ビール	650
チューハイ(ドライ)	550
ハイボール	650
ノンアルコールビール	550
★夜間開園メニュー	
お子さまディナーボックス	880
大人さまディナーボックス	1,000
三元豚ロースカツカレー	1,250
もんじゃポテコロカレー	890
やさいきーマカレー	790
オムライススペシャル(ハンバー グ+オムライス+ポテコロ+ポテ あらかわとり天うどん(冷・温)	2,000
とり天丼	790
光るドリンクくまちゃんボトル	850
光るわたあめ	750

(2) わくわくハウス売店

コッペぱんクック

金額(円)

●コッペ	
ナポリタンコッペ	680
セット価格	1,180
たまごハムコッペ	450
セット価格	1,000
とろ〜りチーズドッグコッペ	620
セット価格	1,120
あんバターコッペ	400
セット価格	920
イチゴジャムコッペ	350
セット価格	850
米粉コッペぱん	+150円に変更
●揚げ物	
ポテトS	260
ポテトL	380
ポテトL・ドリンクセット	セット金額に+120円
からあげ(4個入り)	480
からあげ・ドリンクセット	セット金額に+150円
フランクフルト	480

●スイーツ	
米粉チュロス(シュガー/チョコ)	500
米粉チュロスパフェ「あら/かわ」	900
牛乳ソフトクリーム	400
いちごソフトクリーム	400
ミックスソフトクリーム	450
●ソフトドリンク	
コーヒーH	350
コーヒーI	350
アイスココア	500
コーラ	350
メロンソーダ	350
炭酸水	350
すっきり白ぶどう	350
アイスティー	350
りんごジュース	350
●アルコール	
生ビール	650

(3) 一球さん号売店

カフェ193

金額(円)

●コーヒー・ソフトドリンク	
自家焙煎 都電コーヒーH	500
自家焙煎 都電コーヒーI	520
自家焙煎 都電カフェラテH/I	620
自家焙煎 都電キャラメルラテH/I	650
自家焙煎 都電カプチーノH	620
都電コーヒー豆(100g)	1,000
自家製レモネードH/I	600
自家製レモンスカッシュI	650
自家製しそジュースH/I	590
自家製しそジュースI	620
自家製クラフトコーラH/I	610
あらかわ遊園瓶サイダーI	480
りんごジュースH/I	500
マグカップドリンクセット	1,100
※マグカップ単品	580
●アルコール	
都電の街地ビール(瓶)	750

●フード	
元祖豚まん	650
タコだし	700
カップナポリタン	720
●スイーツ	
ポップコーン(塩&キャラメル)L	580
ポップコーン(塩&キャラメル)BIG	1,300
カタカタつりわばん	350
都電もなか(一球さんパッケージ)	
5個入	1,180
10個入	2,450
20個入	4,960
停車バー(サイダー・ミルク・バニラ)	各330

7 売店管理運営事業者の光熱水費負担額の過去3年推移

7年度

単位：円

	電気	水道	合計金額
4月	146,750	52,644	199,394
5月	184,066	55,748	239,814
6月	188,177	51,502	239,679
7月	190,396	49,904	240,300
8月	200,821	57,642	258,463
9月	151,149	51,047	202,196
10月	152,211	54,682	206,893
11月	174,080	60,452	234,532
12月	129,084	49,981	179,065
1月	215,395	54,744	270,139
2月	139,608	49,747	189,355
3月	116,852	57,862	174,714
合計	1,988,589	645,955	2,634,544

6年度

	電気	水道	合計金額
4月	133,824	57,862	191,686
5月	144,599	57,543	202,142
6月	160,888	50,813	211,701
7月	173,325	50,458	223,783
8月	189,001	51,366	240,367
9月	150,746	52,531	203,277
10月	159,690	57,506	217,196
11月	146,195	55,810	202,005
12月	149,008	51,330	200,338
1月	173,689	57,726	231,415
2月	143,327	52,608	195,935
3月	163,050	56,855	219,905
合計	1,887,342	652,408	2,539,750

5年度

	電気	水道	合計金額
4 月	179,722	54,561	234,283
5 月	176,016	55,037	231,053
6 月	165,611	49,882	215,493
7 月	176,658	49,919	226,577
8 月	160,511	53,220	213,731
9 月	137,583	48,776	186,359
10 月	139,495	52,886	192,381
11 月	146,946	55,037	201,983
12 月	138,335	53,048	191,383
1 月	156,168	56,854	213,022
2 月	135,172	50,102	185,274
3 月	139,479	58,770	198,249
合計	1,851,696	638,092	2,489,788

8 公園条例第14条及び別表3（抜粋）

第14条

公園施設を設置又は管理する者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第3の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

別表第3

公園施設を管理する場合	売店	1か所につき1月	売店の売上金額に100分の15を限度として区長が別に定める割合を乗じて得た額。ただし、当該額が荒川区行政財産使用料条例第2条第1項第2号又は第3号の規定により算出した額に満たない場合は、当該算出した額とする。
-------------	----	----------	--

9 令和9年度営業カレンダー（予定）

令和9年度 荒川遊園営業カレンダー(予定)

2027年
令和9年

264月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

29日:昭和の日
春休み期間:3月26日から4月5日まで

285月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3日:憲法記念日 4日:みどりの日
5日:こどもの日

256月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

287月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

19日:海の日
夏休み期間:7月21日から8月31日

318月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11日:山の日
夏休み期間:7月21日から8月31日

269月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

20日:敬老の日 23日:秋分の日

2710月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11日:スポーツの日

2511月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

3日:文化の日
23日:勤労感謝の日

2512月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

冬休み期間:12月26日から1月7日
29日~31日年末休業日

2028年
令和10年

271月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1日:元日 10日:成人の日
1日:年始休業日
冬休み期間:12月26日から1月7日

242月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29				

11日:建国記念日
23日:天皇誕生日

283月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日春分の日
春休み期間:3月26日から4月5日まで

平日

201

土日祝※

119

※元且含まない

営業日計

320

※夜間閉園

209

営業日計

320日

休園日

46日

合計

366日